



2020年5月1日発行 第289号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページで「埼玉社保協」と検索ください

新自由主義政治30年の大きな代償

埼玉社保協会長 柴田 泰彦

この間の新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、PCR 検査を担う保健所が機能不全に陥り、院内感染拡大で医療供給体制の崩壊が危惧され、国民の命とくらし・安全が危機にさらされています。私はこうした事態は、ここ30年余自公政治によって推進されてきた「新自由主義構造改革」政治の、国民にとって不幸で最悪のつけが回ってきたように思えてなりません。

自民党中曽根内閣の下で、1985年、日本専売公社、電電公社の民営化、1986年国鉄分割民営化等々、続々と「民営化」が始まりました。臨時行政調査会の答申に基づくという形で行われたのです。財界は1995年「新時代の日本的経営」を発表し、終身雇用は最大の不良在庫と称してリストラ・非正規化を開始しました。この結果この国は「一億総中流」から、不安定雇用にさらされた非正規雇用者を中心に貧困層が拡大し、その一方で、大企業は400兆円を超える内部留保をため込み、貧富の格差が劇的に拡大したのです。イデオログは、大前研一・竹中平蔵・堀江貴文等々、マスコミが持ち上げてきた人々です。

2000年に入って、小泉自公政権下で強行された「郵政民営化」に象徴されるように、「官から民へ」「小さな政府」のスローガンのもとに、一斉に公務の民営化、自治体合併、自治体職員を非正規に置き換えるなど、私たちの反対を押し切り次々と推進されてきたのです。

新自由主義構造改革政治は、平成の大合併で住民に一番身近であるべき基礎自治体を減らし、専門性が求められる正規職員を臨時非常勤に置き換え、保健所を減らし、消防署を減らし、保育所を民営化し、あらゆる公的サービスへの指定管理者制度導入等々、国民の命とくらしを守るべき公的責任を次々放棄し営利企業の儲け口を拡大してきました。

今こそ、税金の集め方、使い方を根本的に見直し、日本国憲法が定めた国民の生存権・社会権・参政権に基づく政治の立て直しに本気で取り組む時期ではないでしょうか。

いのちの危機克服を

「自粛と補償はセット」を憲法が明記 憲法25条(生存権、公衆衛生)と 29条(財産権と補償)を生かそう

新型コロナウイルス感染の拡大により4月7日に発令された「緊急事態宣言」が5月4日に期限が延長されました。埼玉県や東京都では感染が拡大し医療崩壊の危機に直面しています。感染防止の対策を抜本的に強化した対策を講じなければなりません。これは国の責任です。

憲法25条で、国は国民の生存権を保障し、公衆衛生の向上及び増進に努めることを明記しています。

また、財産権は侵してはならないと明記する憲法29条の第3項では「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」としています。感染防止のために休業することは公共のために個人が犠牲になることであり、このことを国が要請するのであれば補償とセットでなければならないこという事です。「自粛と補償はセット」は現憲法の理念そのものであり、憲法を暮らしに生かす具体化です。

***憲法25条**「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

***憲法29条**「財産権はこれを侵してはならない。②財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」

電話ひっきりなし

「いのちくらしを守るなんでも電話相談」

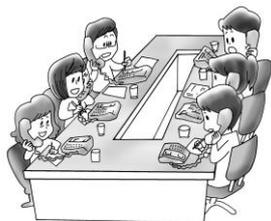
4/18-19 開かれる

「新型コロナ拡大による

国民1人10万円給付の質問」など

反貧困ネットワークなどが共同して「いのちくらしを守るなんでも電話相談会」実行委員会を組織し、無料電話相談会が4月18日と19日に行われました。埼玉をはじめ全国の会場では開始から終了まで途切れることなく電話が鳴り続け、総件数は5,009件に達しました。埼玉社保協の関係者も相談員として協力しました。

同実行委員会の報告によれば、以下のような相談が寄せられ、4月23日



「～国は、自営業者・フリーランス・働く人々の“呻き声”を聴け！～」と題する緊急要望書を安倍首相へ提出しました。

「今回の相談では、自営業（582件）と個人事業主・フリーランス（462件）の方々からの相談が特に多かったのが特徴的でしたが、パート・アルバイト（317件）、派遣（139件）、契約社員（103件）、正社員（216件）と全ての働く人々から、“呻き声”ともいえる悲痛な声が寄せられました。共通するのは、「外出自粛・休業要請で仕事と収入が途絶え、今月又は来月の家賃（自宅・店舗）やローン（住宅・事業）が支払えない。生活費も底をつく」という“崖っぷち”の切迫した相談でした。相談種別では、生活費問題（2,723件）が突出して高く、労働問題（669件）、健康問題（257件）、住宅問題（234件）と続くことにもそれが表れています。」「必要なことは、①とにかく一刻も早く、②直接当事者に対し、③自宅や店舗を維持確保し、生活を支えるための現金給付を、④単発ではなく感染拡大が収束するまで継続的に行うこと、⑤当面の生活を圧迫する納税や債務の弁済につき一時的にその支払いから解放すること。」

埼玉社保協 新型コロナウイルス感染問題で

3つの要請を県に提出

要望が実現！「知事会見で手話通訳

新型コロナウイルス感染の拡大に係わる問題で、この間埼玉社保協では3つの緊急要請書を県知事に提出してきました。

- ①3月10日に提出「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資格証明書を交付されている被保険者に短期保険証を交付すること等を求める要請書」
- ②4月17日に提出「新型コロナウイルス感染症への対応に関する予防・医療提供体制に係わる緊急要請書」
- ③4月20日に提出「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要請書（県知事会見での手話通訳の実施）」

①【国保の資格証明書は短期保険証の扱いを】

厚労省が2月28日付の事務連絡で、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合に、国保の被保険者が資格証明書の場合は「短期保険証」として扱うように指示したものです。感染拡大予防の観点から受診抑制としないようにすることを目的としています。そもそも資格証明書を発行すべきではありません。2020年度キャラバン行動でも「資格証明書は発行するな」と要望していきます。

②【感染の予防や医療提供体制への支援強化を】

4月7日の緊急事態宣言を受けて、埼玉社保協として県知事あてに緊急に要請を行いました。3つの柱で計9項目となっています。第1は、保健所等の体制強化と医療体制への支援強化です。第2は、コロナ問題に対応する県職員体制を強化すること。第3に、国保と後期高齢者医療で、受診抑制としないよう減免制度や傷病手当金の支給対象拡大などを要請しました。このことが埼玉新聞でも紹介されました。

③ 要請した「手話通訳」が実現しました！

この間大野知事は頻繁に会見を行って感染拡大防止への県民へ協力を求める訴えを行ってきましたが、遺憾ながら手話通訳が配置されておらずでした。障埼連からは要望をうけ、4月20日に緊急要請を行いました。2016年（平成28）3月に議員提案で制定された「埼玉県手話言語条例」があることから、県知事は率先して手話通訳を実施する責務があります。このことは新聞各紙でも取り上げられ、ついに4月30日の臨時県議会で提案された県補正予算に手話通訳費用が計上され5月からの実施が実現しました。

新型コロナ感染で国保「傷病手当金」支給

医療生協と埼玉商連が

緊急に調査と要請を実施

さいたま市など5月から開始に

厚生省が3月10日付で通知した「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」では、国民健康保険と後期高齢者医療に加入する給与が支払われている被用者を対象に傷病手当金を支給できるように制度化するように指示しています。必要な財源は全額国が負担するというものです。

このことについて、4月に医療生協と埼玉商連が緊急調査を行いました。調査は、市町村の国保課へ電話で聞き取る方法で行われました。多くの自治体からの電話での回答では「検討中」との返答で4月中に開始する自治体はありませんでした。医療生協や埼玉商連は早急に実施するよう強く要請しました。その結果さいたま市や川口市では5月1日からホームページで案内が開始されることになりました。必要に申請書類の様式もホームページから印刷が可能です。他の自治体でも制度化を急ぐとともに、制度を多くの方に知らせることが求められています。

組合健保や協会けんぽのように、傷病手当金の制度は国民健康保険法で認められていましたが、実際市町村国保での制度化は「収入認定が難しい」などの理由で見送られてきたことから、この制度化は長年の要求が実現した評価すべき成果です。

被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や発熱など感染が疑われる者が対象となります。今年1月1日から9月30日の間で労務に服することができない期間が対象で、最初の3日間を除き最長1年6月まで支給を受ける事ができます。支給額は直近3か月間の支払いを受けた給与の1日平均額の3分2が支払われます。

しかし、この制度では給与がある被用者だけが対象者となっていますので、自営業やフリーランスの場合など大半の国保加入者は対象外となっています。対象を拡大させることが緊急の課題となっています。



	自治体名	電話の日にち	1. 傷病手当制度の実施	2. 被用者以外への拡大
1	川口市	4月15日	○実施予定	×実施しない
2	蕨市	4月24日	○実施予定	×実施しない
3	戸田市	4月23日	△検討中	未定
4	朝霞市	4月20日	○実施予定	△検討中
5	志木市	4月16日	○実施予定	△検討中
6	和光市	4月16日	○実施予定	×実施しない
7	新座市	4月21日	○実施予定	×実施しない
8	富士見市	4月23日	②実施予定	×実施しない
9	ふじみ野市	4月23日	②実施予定	×実施しない
10	三芳町	4月16日	○実施予定	×実施しない
11	春日部市	4月15日	△検討中	
12	草加市	4月23日	○実施予定	×実施しない
13	越谷市	4月23日	○実施予定	×実施しない
14	八潮市	4月14日	△検討中	△検討中
15	三郷市	4月15日	○実施予定	×実施しない
16	吉川市	4月16日	○実施予定	×実施しない
17	松伏町	4月16日	○実施予定	×実施しない
18	さいたま市	4月14日	○実施	×実施しない
19	鴻巣市	4月16日	○実施予定	—
20	上尾市	4月16日	△検討中	△検討中
21	桶川市	4月16日	○実施予定	×実施しない
22	本本市	4月16日	○実施予定	—
23	伊奈町	4月16日	○実施予定。	△検討中
24	川越市			
25	東松山市	4月13日	○実施予定	×実施しない
26	坂戸市	4月16日	○実施予定	×実施しない
27	鶴ヶ島市	4月16日	○実施予定	×実施しない
28	毛呂山町	4月16日	△検討中	△
29	越生町	4月16日	△検討中	△
30	滑川町	4月21日	○実施予定	×実施しない
31	嵐山町	4月21日	○実施予定	×実施しない
32	小川町	4月16日	△検討中	△未定
33	川島町	4月20日	○実施予定	×実施しない
34	吉見町	4月16日	△検討中	△未定
35	鳩山町	4月16日	△準備中	×実施しない
36	ときがわ町	4月16日	○実施予定	×実施しない
37	東秩父村	4月16日	○実施予定	△未定
38	所沢市	4月13日	○実施予定	△検討中
39	飯能市	4月22日	○実施予定。	×実施しない
40	狭山市	4月13日	○実施予定	×実施しない
41	入間市	4月13日	○実施予定	×実施しない
42	日高市	4月13日	○実施予定	×実施しない
43	行田市	4月23日	○実施予定	×実施しない
44	加須市	4月23日	○実施予定	×実施しない
45	羽生市	4月23日	○実施予定	×実施しない
46	久喜市	4月15日	○実施予定	×実施しない
47	蓮田市	4月15日	○実施予定	×実施しない
48	幸手市	4月15日	△検討中	
49	宮代町	4月22日	○実施予定	×実施しない
50	白岡市	4月15日	○実施予定	×実施しない
51	杉戸町	4月16日	○実施予定	×実施しない
52	熊谷市	4月17日	○実施予定	×実施しない
53	本庄市	4月17日	○実施予定	×実施しない
54	深谷市	4月17日	△検討中	△検討中
55	美里町	4月16日	○実施予定	△未定
56	神川町	4月16日	△検討中	×実施しない
57	上里町	4月16日	○実施予定	△未定
58	寄居町	4月16日	○実施予定	×実施しない
59	秩父市	4月20日	○実施予定	△検討中
60	横瀬町	4月16日	○実施予定	△検討中
61	皆野町	4月16日	○実施予定	×実施しない
62	長瀨町	4月16日	○実施予定	△検討中
63	小鹿野町	4月16日	○実施予定	△検討中

公的年金開始 75 歳まで拡大

同時審議入りの野党共同提出法案には国

保料(税)1 歳未満免除

衆院本会議で 14 日、政府提出の「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(年金改正法案)と、野党が共同して提出した「年金積立金管理運用 独立行政法人 (GPIF) 法等の一部を改正する法律案」(GPIF 法等改正案)が同時に審議入りしました。

政府提出法案は、受け取り開始時期の選択肢を 75 歳まで広げ、確定拠出年金の年齢要件を企業型、個人型ともに 5 歳ずつ延長。厚生年金加入義務がある企業の規模を段階的に引き下げ、2024 年 10 月に「従業員数 51 人以上」まで拡大します。質疑で宮本徹議員(共産)が「マクロ経済スライドという年金削減の仕組みを放置する一方で、国民に自助努力を求める法案だ」との指摘に、安倍首相は『「全世代型社会保障」改革は待ったなしだ』『「マクロ経済スライドを廃止する考えはない』『高額所得者と大企業だけに特別に負担を求める考え方は、慎重な検討が必要だ』と強弁しました。



野党提出の法案

野党は共同して公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) の資産構成で株式の割合を「100分の20を超えない」と定める法案を提出しました。安倍政権以降、高リスク株式の運用割合が高まり、損益の幅が非常に大きくなっていることから、年金積立金の資産額に占める株式の構成割合を 2 割に抑制させるものです。

子どもが 1 歳になるまで国民年金と国民

健康保険の保険料の免除を盛り込む

野党共同提出法案には、国民年金について、被保険者が 1 歳に満たない子を養育する期間について、保険料を納付することを要しないものとし、その期間について基礎年金給付を保障するとする内容です。また、国民健康保険については、国民健康保険法第 77 条の規定により、市町村及び組合が、被保険者の産前産後期間及び 1 歳に満たない子を養育するための期間における保険料の免除を行った場合には、国は必要な財政上の援助を行うというものです。

年金や子どもの国保税負担の軽減を野党が共同して要求しています。社会保障政策での野党共闘のいつその前進が期待されます。

中央社保協などが

年金署名 24 万 4592 筆提出

4 月 28 日 (火)、全日本年金者組合、全労連、中央社保協などが集めた「若い人も高齢者も安心できる年金制度を」請願署名 24 万 4592 筆を提出しました。日本共産党の宮本徹衆院議員と倉林明子参院議員に手渡しました。年金生活者などから「税金や介護保険などの保険料負担がのしかかっており、もう耐えられないというのが実態だ」との訴えがありました。

キャラバン等の中止を提案します

国は緊急事態宣言の期間を 5 月 31 日まで延長しました。全国的に感染の状況がピーク時よりは抑制されていますが、埼玉県や東京、北海道などでは発生が続く厳しい状況です。

埼玉社保協は 4 月 30 日に事務局会議を行い 5 月 7 日以降の埼玉社保協の活動や行事について検討を行いました。当面は感染防止に努めることを第一に「3 つの密」をさける必要性を確認し、5 月に予定した運営委員会と要請団役員会議の中止することにしました。

5 月から 6 月は、キャラバン行動を目前にアンケートの結果を分析し懇談に向けた準備をすすめる重要な時期です。この期間に会議が開けないという事は、キャラバン開催に向けてきわめて厳しい事態です。しかし、現状では感染防止に向けてはやむを得ない選択であると考えます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆2020 年度自治体要請キャラバン行動のアンケートは実施しています。まもなく 63 市町村からのアンケートの集計がまとまる予定です。

◆要望書については、遅れていますが 5 月中には作成し市町村へ送付します。7 月末までに文書で回答が届くよう要請します。回答が届き次第、分析を加えてご報告する予定です。

◆2020 年度のキャラバン訪問日程の実施は現状では厳しい状況です。キャラバン行動の中止を提案し、各団体、組織の意向を踏まえて決断します。